

受講地変更の手続きについて

他都道府県で介護支援専門員研修の受講を希望される方へ

1. はじめに

介護支援専門員が、登録を行っている都道府県以外で研修を受けるために必要な手続きを「受講地変更」と呼びます。本紙では、岩手県で登録をしている介護支援専門員が、他都道府県で介護支援専門員研修の受講を希望する際の「受講地変更」の手続きを御案内します。本紙で御案内する介護支援専門員研修には、①実務研修、②専門研修（Ⅰ・Ⅱ）、③再研修、④更新研修（Ⅰ・Ⅱ）、⑤主任研修（主任介護支援専門員研修）、⑥主任更新研修（主任介護支援専門員更新研修）が該当します。

なお、岩手県では他都道府県の介護支援専門員研修の日程等は把握していません。必要に応じて、ご自身で御確認ください。

2. 受講地変更の方法

受講地変更を希望される方は、次の順番で手続きを行ってください。

① 岩手県長寿社会課に連絡をする。

岩手県で登録をしている介護支援専門員で受講地変更を希望される方は、本県長寿社会課にあらかじめご相談ください。手続き及び注意事項を御案内するほか、当課で必要な手続きの準備を始めます。

② 希望先都道府県の担当課に連絡をする。

介護支援専門員研修の日程は各都道府県で異なります。ご自身で各都道府県のホームページ等をご覧になるなどして、研修の日程を確認してください。受講を希望する都道府県が決まったら、希望先都道府県の研修担当課に希望する研修の種類（「専門研修Ⅰ」など）を伝え、受入れが可能か確認してください。

③ 岩手県長寿社会課に「研修受講地変更願」を提出する。

希望先都道府県から受入れ可能な回答を受け取ったら、岩手県長寿社会課に「研修受講地変更願」を提出してください。「研修受講地変更願」の様式は岩手県のホームページからダウンロードすることができます。

提出の際、有効期間中の介護支援専門員証をお持ちの方は、その写しを添付してください。実務研修の受講を希望される方は、実務研修受講試験の合格証の写しを添付してください。また、希望先都道府県から必要書類について指示があった場合は、その書類も添付してください。

④（都道府県間のやりとり）

希望者から「変更願」を受け取った後、本県から希望先都道府県に必要書類を送付します。希望先都道府県は書類を受けとった後、不備がなければ受講地変更を受諾する旨を、希望者、本県などに通知します。

⑤ 通知の受取り、研修の申込み

希望先都道府県から通知を受けとったら、研修の申込みを行ってください。なお、研修修了後の介護支援専門員証更新などの手続きは、登録をしている本県で行ってください。

注1

研修開始までの期間が短く手続きの日程に余裕がない場合は、岩手県及び希望先都道府県に連絡する際、その旨をお伝えください。

注2

国の研修実施要綱によって、介護支援専門員研修は原則として登録都道府県で受講することが定められています。そのため、受講希望人数が非常に多い場合などは、希望する都道府県で研修を受講することができない場合があります。あらかじめご了承ください。

3. お問い合わせ先

岩手県 長寿社会課 介護福祉担当

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸 10-1

Tel: 019-629-5441 Fax: 019-629-5444

E-mail: AD0005@pref.iwate.jp